



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ロイヤルホテル  
代 表 者 代表取締役社長 川崎 亨  
(コード番号9713 東証第2部)  
問い合わせ先 コンプライアンス統括チーム長 朝日 英治  
(TEL: 06-6448-1125)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第91期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件については、普通株主様による種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに、国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を100株に変更するものです。

##### (2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社の普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

##### (3) 変更の条件

本単元株式数の変更は、平成29年6月29日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社の普通株式の単元株式数を100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準に調整することを目的に実施するものです。

(2) 株式併合の内容

①株式併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合します。

③株式併合により減少する株式数（普通株式）

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	102,716,515 株
株式併合により減少する株式数	92,444,864 株
株式併合後の発行済株式総数	10,271,651 株

(注) 株式併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生前後における発行可能株式総数（普通株式）

株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を変更します。

株式併合前の発行可能株式総数	200,000,000 株
株式併合後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	20,000,000 株

(3) 株式併合により減少する株主数（普通株式）

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次の通りです。

	株主数（割合）	所有株式数
総株主	10,380 名（100%）	102,716,515 株
10 株未満	119 名（1.1%）	226 株
10 株以上	10,261 名（98.9%）	102,716,289 株

(注) 本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 119 名（その所有株式数の合計は 226 株）が株主としての地位を失うことになります。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。

(5) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」、「2. 株式併合」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものです。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線を付した部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>}</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,300,000株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>200,000,000株</u>、第 2 章の 2 に規定する A 種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>300,000株</u>とする。</p> <p>2 項 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および A 種優先株式のいずれも 1,000株</u>とする。</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>}</p> <p>第 3 8 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行通り)</p> <p>}</p> <p>第 5 条 (現行通り)</p> <p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,300,000株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>20,000,000株</u>、第 2 章の 2 に規定する A 種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>300,000株</u>とする。</p> <p>2 項 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>普通株式は 100株、A 種優先株式は 1,000株</u>とする。</p> <p>第 8 条 (現行通り)</p> <p>}</p> <p>第 3 8 条 (現行通り)</p>

#### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。

なお、本定款の一部変更は、会社法の規定に基づき株主総会の決議によらず行うものです。

### 4. 日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日	定時株主総会兼普通株主様による種類株主総会開催 (予定)
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合及び定款変更の効力発生日 (予定)
平成 29 年 11 月上旬	株主様への株式併合割当通知発送 (予定)
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い (予定)

(注) 上記の通り、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日は、平成29年10月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続きの関係から、東京証券取引所にて売買単位が1,000株から100株に変更となる日は平成29年9月27日です。

以 上